

平成24年度決算に基づく
健全化判断比率及び資金不足比率

山・川・海
自然が人が元気で
四万十町



平成25年9月

高知県四万十町

SHI MANTO TOWN

平成24年度決算に基づく健全化判断比率等の公表について

【高知県 四万十町】

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）」（財政健全化法）の規定により、本町においても財政健全化の判断指標として、平成24年度決算に基づく「①実質赤字比率」、「②連結実質赤字比率」、「③実質公債費比率」及び「④将来負担比率」の4指標（健全化判断比率）並びに公営企業会計に係る「⑤資金不足比率」を算定し、監査委員の審査を受けその意見を付けて、議会へ報告しましたので公表いたします。

従来の普通会計だけでなく、公営企業を含む全ての特別会計や一部事務組合、第三セクター等についても指標の対象となり、資金収支（フロー指標）とともに資産・負債（ストック指標）についても健全性が強く求められ、財政運営においては常に4指標等の健全性を維持することが優先されます。

1. 健全化判断比率

平成25年度に算定した「平成24年度決算に基づく健全化判断比率」については下表のとおりとなり、いずれの指標についても早期健全化基準を下回りました。

指 標	四 万 十 町		早期健全化 基 準	財 政 再 生 基 準	
	24年度決算	23年度決算			
健全化判断比率	① 実 質 赤 字 比 率	— %	— %	13.51 %	20.00 %
	② 連 結 実 質 赤 字 比 率	— %	— %	18.51 %	30.00 %
	③ 実 質 公 債 費 比 率	10.4 %	12.2 %	25.0 %	35.0 %
	④ 将 来 負 担 比 率	33.2 %	48.1 %	350.0 %	

※ ①実質赤字額及び②連結実質赤字額がないため「—」で表示しています。

2. 資金不足比率

平成25年度に算定した「平成24年度決算に基づく資金不足比率」については、資金不足を生じた公営企業（会計）がないため、算定されませんでした。

指 標	公 営 企 業 会 計 名	四 万 十 町		経営健全化 基 準
		24年度決算	23年度決算	
⑤ 資金不足比率	水 道 事 業 会 計	— %	— %	20.00 %
	簡易水道事業特別会計	— %	— %	
	下水道事業特別会計	— %	— %	
	農業集落排水事業特別会計	— %	— %	

※ 資金不足額がないため「—」で表示しています。

3. 算定内容及び用語解説

※1 標準財政規模＝標準税収入額＋普通交付税＋臨時財政対策債発行可能額
＝(平成24年度) 9,045,589 千円

①実質赤字比率

一般会計等(本町の場合、一般会計と住宅新築資金等貸付事業特別会計)の実質収支額の合計が赤字となった場合の、標準財政規模(※1)に対する赤字額の割合。

$$\text{①実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模(※1)}} = \text{赤字なし(該当なし)}$$

(単位:千円)

(一般会計等の) 会計名	歳入	歳出	翌年度繰越財源	実質収支額
一般会計	15,477,730	14,850,719	154,817	472,194
住宅新築資金等貸付事業特別会計	15,061	15,061	0	0
				472,194 千円

②連結実質赤字比率

一般会計等と特別会計の実質収支額、公営企業会計の資金剰余(不足)額の合計が赤字となった場合の、標準財政規模に対する赤字額の比率。

$$\text{②連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} = \text{赤字なし(該当なし)}$$

(単位:千円)

会計名 (区分)		歳入	歳出	翌年度繰越財源	実質収支額
一般会計等	一般会計	15,477,730	14,850,719	154,817	472,194
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	15,061	15,061	0	0
公営事業会計	国民健康保険事業特別会計	2,741,770	2,712,656	0	29,114
	国民健康保険大正診療所特別会計	312,836	312,497	0	339
	国民健康保険十和診療所特別会計	132,071	131,760	0	311
	大道へき地診療所特別会計	10,439	10,126	0	313
	後期高齢者医療事業特別会計	294,031	292,155	0	1,876
	介護保険事業特別会計	2,500,253	2,486,412	0	13,841
	簡易水道事業特別会計	778,034	778,034	0	0
	下水道事業特別会計	63,989	63,989	0	0
	農業集落排水事業特別会計	32,192	32,192	0	0
	水道事業会計	(流動資産) 354,181	(流動負債) 5,605	0	(剰余額) 348,576
				866,564 千円	

③実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する割合の3ヵ年平均値。

[準元利償還金: 公営企業債に対する繰出金、一部事務組合への公債費負担分、債務負担行為に基づく支出等]

$$\text{③実質公債費比率 (3ヵ年平均)} = \frac{(A+B) - (C+D)}{\text{標準財政規模} - D} = 10.4\%$$

A: 一般会計等の地方債の元利償還金

B: 特別会計への繰出金のうち公営企業債償還に対するもの、組合等への負担金のうち地方債償還に充てられたもの、債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの、一時借入金利息

C: 元利償還金に充てた特定財源

D: 元利償還金・準元利償還金に係る交付税算入額(基準財政需要額算入額)

〈算定方法〉 実質公債費比率

☆分子

(単位:千円)

A	元利償還金	平22	平23	平24
	地方債の元利償還金 (繰上償還除く)	2,461,299	2,287,349	2,193,317

C	特定財源	平22	平23	平24
	元利償還金・準元利償還金に充てた特定財源	114,930	88,275	96,691

+

+

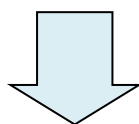
B	準元利償還金	平22	平23	平24
	繰出金のうち公営企業債償還に充てられたもの	258,660	255,417	242,548
	組合等の起こした地方債の償還に充てられたもの	2,244	1,476	2,793
	債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの	57,365	57,305	3,685
	一時借入金の利子	282	101	0
	計	318,551	314,299	249,026

D	交付税算入額	平22	平23	平24
	元利償還金に係る交付税算入額	1,678,986	1,607,872	1,568,563
	準元利償還金に係る交付税算入額	132,238	121,359	121,365
	計	1,811,224	1,729,231	1,689,928

☆分母

標準財政規模	平22	平23	平24
標準財政規模(臨時財政対策債発行可能額含む)	9,237,605	8,814,546	9,045,589

D	交付税算入額	平22	平23	平24
	元利償還金に係る交付税算入額	1,678,986	1,607,872	1,568,563
	準元利償還金に係る交付税算入額	132,238	121,359	121,365
	計	1,811,224	1,729,231	1,689,928



(単位:千円、%)

区分	単年度			3年平均
	平22	平23	平24	
分子	853,696	784,142	655,724	10.4
分母	7,426,381	7,085,315	7,355,661	
実質公債費比率	11.4	11.0	8.9	10.4

※小数点第2位以下切り捨て

〈実質公債費比率(3年平均)の増減要因〉

単年度の実質公債費比率が高かった平成21年度の比率が、算定の基礎から外れたことや、元利及び準元利償還金の減少等により分子が減少する一方で、普通交付税の増加による標準財政規模の増加等により分母が増加したため、前年度から1.8ポイント減少の10.4%となりました。

現時点では適正な水準ですが、今後も地方債残高の推移や公債費の動向を十分に管理し、高水準である公債費の抑制に努める必要があります。

〈参考〉 実質公債費比率の推移

	平17	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24
単年度	14.4	18.3	17.9	16.4	14.2	11.4	11.0	8.9
3年平均			16.8	17.5	16.1	14.0	12.2	10.4

④将来負担比率

一般会計等(普通会計)が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率。

$$\text{④将来負担比率} = \frac{A - (B+C+D)}{\text{標準財政規模} - E} = 33.2\%$$

<算定方法>

☆分子

(単位:千円)

将来負担見込額	
一般会計等(普通会計)の地方債残高	19,816,742
債務負担行為に基づく支出予定額	21,586
公営企業債の元金償還に充てる一般会計等の負担等見込額	2,987,984
組合等の地方債の元金償還に充てる負担見込額	20,323
退職手当支給予定額のうち一般会計等の負担見込額	2,835,530
設立法人の負債等負担見込額	35
連結実質赤字額	0
組合等の連結実質赤字に係る負担見込額	0
計	25,682,200

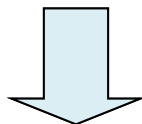
充当可能財源等	
B	充当可能基金
	合併特例債まちづくり基金等を除く充当可能基金残高
+	
C	特定財源見込額
	住宅使用料、住宅新築資金貸付金償還金、地域総合整備資金貸付金償還金、立木売却収入等
+	
D	交付税(基準財政需要額)算入見込額
	地方債残高に係る交付税算入見込額

☆分母

(単位:千円)

標準財政規模	
標準財政規模(臨時財政対策債発行可能額含む)	9,045,589

交付税(基準財政需要額)算入見込額		
E	元利償還金に係る交付税算入額	1,568,563
	準元利償還金に係る交付税算入額	121,365
計		1,689,928



(単位:千円・%)

分子	2,443,823
分母	7,355,661
将来負担比率	33.2

※小数点第2位以下切り捨て

<将来負担比率の増減要因>

将来負担見込額から控除される充当可能財源等(充当可能基金及び交付税算入見込額)の増加等により分子が減少する一方で、普通交付税の増加等により標準財政規模が増加し分母が増加したため、前年度から14.9ポイント減少の33.2%となりました。

現時点では財政健全化基準以内であり、適正な水準にあると判断できます。

⑤資金不足比率

公営企業会計ごとの資金不足額が、事業の規模に対してどの程度あるかを示す比率。

$$\text{⑤資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} = \text{各会計とも赤字なし (比率算定なし)}$$

・資金の不足額

[法適用企業会計]
 (流動負債 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるため起こした地方債の現在高 - 流動資産) - 解消可能資金不足額

[法非適用企業会計]
 (繰上充用額 + 支払繰延額・事業繰越額 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるため起こした地方債の現在高) - 解消可能資金不足額

・事業の規模

[法適用企業] = 営業収益 - 受託工事収益の額
 [法非適用企業] = 営業収益に相当する収入額 - 受託工事収益に相当する収入額

(単位:千円)

区分	会計名	流動資産	流動負債	剰余額
法適用企業	水道事業会計	354,181	5,605	348,576

区分	特別会計名	歳入	歳出	翌年度繰越額	剰余額
法非適用企業	簡易水道事業特別会計	778,034	778,034	0	0
	下水道事業特別会計	63,989	63,989	0	0
	農業集落排水事業特別会計	32,192	32,192	0	0

以上のことから…

本町における4つの指標の健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、いずれも早期健全化基準を下回っており、現時点では適正な水準と言えます。しかし、依然として高い公債費負担の状況などまだまだ改善すべき点があり、総合振興計画に位置付けられた「新たなまちづくり」推進のためにも、引き続き健全な財政運営に努めてまいります。

財政用語説明

1. 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律(財政健全化法)」とは

地方公共団体の財政破たんを未然に防ぐため、悪化した団体に対して早期に健全化を促すための「早期健全化基準(イエローカード)」と「財政再生基準(レッドカード)」の二段階で財政状況をチェックするために定められた法律で、平成21年4月から全面施行されました。

4つの健全化判断比率(①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率)と、水道事業などの公営企業については⑤資金不足比率を用いて、地方公共団体の財政状況や経営状況を把握します。

2. 会計等について

一般会計等	福祉、教育、まちづくり等の地方公共団体の中心的なサービスを行う「一般会計」と「住宅新築資金等貸付事業特別会計」をあわせて『一般会計等』と呼んでいます。
特別会計	特定の事業を行う場合に、特定の収入等をその事業の経費に充当することを明確にするため、一般会計から切り離して設けられた会計のこと。本町では、国民健康保険、大正診療所、十和診療所、大道へき地診療所、後期高齢者医療、介護保険の6会計です。
公営企業会計	地方公営企業法に定められた水道事業など、企業として経営する独立採算的な事業会計のこと。本町では、水道事業、簡易水道事業、下水道事業、農業集落排水事業の4会計です。

3. 健全化判断比率(4指標)及び資金不足比率について

健全化判断比率	① 実質赤字比率	「一般会計等」を対象とした実質赤字額の標準財政規模(※1)に対する比率で、赤字が生じた場合は早期の解消を図る必要があります。
	② 連結実質赤字比率	特別会計や公営企業会計を含む町の全会計を対象とした実質赤字(又は資金不足)の標準財政規模(※1)に対する比率で、赤字が生じた場合、問題のある会計の赤字解消を図る必要があります。
	③ 実質公債費比率	一般会計等が負担する借金(元利償還金等)返済額の標準財政規模(※1)に対する比率であり、この指標が18%を超えると地方債の許可が必要となり、25%を超えると一部の地方債発行が制限されます。
	④ 将来負担比率	一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の、標準財政規模(※1)に対する比率であり、これらの負債が将来、町の財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す指標です。この指標では、町の全会計はもちろん、一部事務組合や第三セクターまでを含めた将来返済すべき実質的な負債(地方債残高、債務負担行為支出予定額、退職手当見込額など)が対象となります。
	⑤ 資金不足比率	公営企業ごとに事業規模に対する資金不足の状況を示した指標で、資金不足が発生すれば、早期の改善計画を策定する必要があります。

(※1)標準財政規模とは、人口・面積等から算定される当該団体の標準的な一般財源の規模です。

4. 「早期健全化基準」について

健全化判断比率(①から④の比率)のうち、いずれかが早期健全化基準以上の場合(イエローカード)には、議会の議決を経て財政健全化計画を定め、自主的な改善努力による財政健全化が求められます。

5. 「財政再生基準」について

健全化判断比率(①から④の比率)のうち、いずれかが財政再生基準以上の場合(レッドカード)には、いわゆる赤字再建団体となり、議会の議決を経て財政再生計画を定め、国等の関与による確実な再生が求められます。

※財政再生基準は、①実質赤字比率20% ②連結実質赤字比率30% ③実質公債費比率35%

6. 「経営健全化基準」について

資金不足比率⑤が経営健全化基準以上の場合には、議会の議決を経て経営健全化計画を定め、自主的な改善努力による経営健全化が求められます。